

西原総合教育施設の課題等について

○ 田無第三中学校を西原総合教育施設敷地へ移転建替える場合に想定される課題等

■ 校庭の確保等を考慮して西原総合教育施設解体後の建設工事となる

■ また、西原総合教育施設解体にあたり、施設機能・利用団体(※下表参照)の代替場所等の調整・移転が必要となる

⇒建設工事開始までに調整期間が複数年必要となるため、現地建替えよりも新校舎供用開始時期が2年以上遅れるものと想定される

■ 西原総合教育施設敷地のみでは、中学校及び複合施設での活用とするには狭隘である

⇒UR都市機構から無償貸付されているけやき保育園と西原北児童館の敷地といった周辺公共用地の活用が必要となる(けやき保育園と西原北児童館の敷地は土地の買取りまたは有償貸与となる可能性あり)

○ 西原総合教育施設の敷地活用において必ず発生する課題

■ 設計業務にあたり、建築基準法86条「一団地認定」と都市計画法第11条「一団地の住宅施設」に関する整理が必要

⇒各種調査の実施や敷地活用の方向性の検討を踏まえ、地域住民(関係者)との調整が必要となる

【西原総合教育施設の機能・団体一覧】

利用団体・機能		概要	田無三中と複合化の可能性	別途移転の可能性	既存面積[m2]
1	シルバー人材センター	旧市合併後に田無市側の作業所として利用している。事務局の書類保管、配布物の仕分けや襖張替え等の作業スペースとして活用している。		○	257
2	さくらの園(有償貸付)	生活介護や就労移行支援などのサービスを提供している障害者福祉施設。西東京市公共施設適正配置計画に基づき、市からの依頼により向台小学校から移転し運営している。		○	473
3	にしはらスポーツクラブ	西東京市公共施設適正配置計画に基づき、市の要望・主導で作った総合型地域スポーツクラブである。		○	—
4	西原町地域包括支援センター	西原町を中心に芝久保町の一部を含めた地域における高齢者相談窓口の拠点として市の委託により運営している。	○		100
5	ふれあいけやきサロン	高齢者専用の会議室として高齢者支援課が貸出業務を行っている。			87
6	郷土資料室	西東京市公共施設適正配置計画に基づき、西原総合教育施設に移転し、社会教育課が運営している。		○	511
7	適応指導教室(スキップ田無教室)	様々な理由から学校に登校していない市内在住の小・中学校の児童・生徒に対し、社会的な自立に向けた支援を行う場所。		○	447
8	Nicomoroom	学校に登校していない、家から外に出ない等の状態にある18歳までの児童・生徒、保護者の方が、相談をしたり居場所として通うことのできる場所		○	64
	Nicomoteras	学校に登校していない小・中学生のうち、継続的な支援につながっていない児童・生徒が利用できる場所			
9	会議室・学習スペース	地域の団体・個人の利用に供するため教育企画課が貸出業務を行っている。	○		828